

米原市市民農園開設補助金

市民農園とは

市民の方が農業体験や、地域のコミュニティの推進などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花などを育てる農園です。



補助金の概要

対象者	- 米原市内に新たに市民農園を開設する者 ①体験農園を開設 ②特定農地貸付法の制度を利用して貸農園を開設
市民農園の要件	・5年以上継続して市民農園として農地を利用すること ・農地面積は1か所当たりおおむね500平方メートル以上であること ・区画割りが容易な農地であること ・用排水の管理が適切になされていること ・日照が良い場所であること
対象経費	・整地および区画割りに要する経費 ・備え付けの農機具の購入に要する経費 ・農機具収納施設の整備に要する経費 ・水道や手洗い場等の給排水設備、休憩施設およびトイレその他の附帯施設の設置に要する経費 ・広告宣伝に要する経費
補助金額	補助率 1 / 2 上限 30 万円 ※申請を行った年度の2月末日までに完了する経費が対象です。

注意事項

農地の取得や農地に施設を作るといった用途変更を行う場合は、農業委員会の手続が必要になります。

⇒ 裏面には市民農園の方式について記載しています。

市民農園の開設方式

市民農園の開設には次の方式があり、それぞれ開設の手続が異なります。

貸付方式 (特定農地貸付法による方式)	農園利用方式 (体験農園型)
利用者に農地を貸す方式で、よくイメージされる市民農園のスタイルです。 農業委員会での特定農地貸付法の手続が必要です。	利用者に農地を貸さず、園主の指導の下で利用者が継続的に農作業を行う方式です。 利用者への農地の権利の設定・移転を伴わないため、農地法等の手続は必要ありません。 ただし、市民農園の開設に当たり、園主自身が農地の権利を取得する場合は農地法等の手続が必要になります。
【メリット】 ・複数の区画において複数の方を農園利用の対象としますが、特定農地貸付法の手続を行うことで個々の利用者に対して農地法の権利設定の許可等の手続が不要になります。 ・遊休農地の活用に繋がります。 ・農地を区画割りして利用者に貸付を行うことで収入を得ることができます。	【メリット】 ・農地を貸し出すのではなく、利用者に農作業を体験してもらう形式ですので、農地法などの規制はありません。 ・自ら農業経営を行いながら実施することができます。 ・開設手続が簡単です。 ・体験料を設定して収入を得ることができます。
【できないこと】 ・同一の利用者に5年以上貸し付けることはできません。 ・1区画が1,000平方メートルを超えることはできません。 ・営利目的で農作物を栽培することはできません。 ・樹木や多年生植物の栽培はできません。	【できないこと】 ・営利目的で農作物を栽培することはできません。 ・農地法の手続なく利用者に所有権や使用および収益を目的とする権利を付与することはできません。

【問合せ】

〒521-8501
滋賀県米原市米原 1016 番地
米原市役所 3 階

■補助金に関すること

米原市まち整備部農政課 TEL：0749-53-5141

■特定農地貸付、農地の転用に関すること

米原市農業委員会 TEL：0749-53-5136